

「深川市市民課セミセルフレジ導入事業仕様書」

1 事業名

深川市市民課セミセルフレジ導入事業

2 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3 目的

市民課窓口における証明書発行手数料等の徴収にキャッシュレス決済及び自動釣銭機付きセミセルフレジ (POS レジ) を導入し、現在、現金のみで収受している証明書発行手数料等において多様な支払方法の確立並びに現金の接触機会の低減を図ることにより、市民の利便性を向上させるとともに、窓口業務の効率化や新型コロナウイルス感染症への感染リスクを低減させる。

4 納入場所

深川市役所 市民福祉部 市民課

5 事業概要

- (1) POSレジ機能が使用可能なキャッシュレス決済端末等の必要機器を調達し、各導入窓口を設置の上、運用に必要な設定登録及び職員への研修を行うこと。
- (2) キャッシュレス決済に係る指定納付受託業務を行うこと。

6 調達機器等に関する要件

以下のとおりとする。

No.	機器		台数
1	決済端末	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュレス決済が可能であること。 ・提示されたクレジットカード等の信用照会は、即時与信が可能であること。 ・カード決済承認番号が即時取得可能であること。 ・PCIDSの現行基準に準拠しているクレジット情報非保持型の機種であること。 ・アプリケーションを使用してPOSレジ機能を使用できること。 ・納付者に対し、手数料等の金額当を表示することができる機能 (カスタマーディスプレイ) を有することが望ましい。 ・数種類の機器の提案も可能とする。 	1
2	POSレジアプリケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・No.1「決済端末」に適合し、動作保証されていること。 ・決済端末機器と連携し、タブレット等でPOS機能が使用できること。 ・OSバージョンアップ等について、保守の範囲内で随時対応すること。 ・POSレジ集計データは、クラウドサーバーに長期 	1

		<p>保管されること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手数料等の種類は、商品部門別の区分設定を行うことができるなど、会計時の操作を効率よく行うことができる機能を有すること。また、手数料等の追加等の設定が用意にできること。 ・集計されたデータは、POSレジ設置窓口の単位ごとに手数料等の種類、決済種別、収納年月日等の区分別に集計が可能であって、CSV形式などのデータでダウンロードすることが可能であること。 ・決済誤り等発生時に返金処理が容易に行えること。 ・ライセンス料等が発生する場合、当該費用を算出すること。 	
3	レシートプリンタ及びキャッシュドロワ	<ul style="list-style-type: none"> ・現金、キャッシュレス決済に関わらず納付者へレシートの発行が可能であること。 ・レシートには、窓口の名称、手数料等の名称等の任意の文字の印字が可能であること。 ・レシートプリンタは、オートカット機能を有すること。 ・レシートプリンタ用ロール紙を17巻以上含むこと。 ・決済端末機器と連携するキャッシュドロワを整備すること。 	1
4	機器設置用部品及び付属品一式	<ul style="list-style-type: none"> ・No.1から3までの設置及び運用に必要な機器、その他本業務の履行に必要な機器及び付属品を調達すること。(市で用意するのは窓口の通信環境の整備及び通信に関する費用のみであるため、それ以外の維持費用等がある場合、提案書に記載すること) 	1

7 納付事務について

受託者は、地方自治法第231条の2の3第1項に定める指定納付受託者となり、キャッシュレス決済による支払いを行った納入義務者に代わって当該歳入を納付する事務(以下「納付事務」という。)を行うこと。

(1) 納付事務の対象とする歳入及び取扱状況

納付事務の対象となる歳入とその取扱状況は別表のとおり

(2) 納付事務で取り扱うキャッシュレス決済の種類

納付事務で取り扱うキャッシュレス決済の要件は次のとおりとし、具体的な種類は提案によるものとする。

① クレジットカード決済

国際ブランド2種類以上 (VISA または JCB を必須)

※国際ブランド: VISA、Mastercard、JCB、American Express、Dinners Club、

② 電子マネー決済

5種類以上

③ コード決済

5種類以上 (ストアスキャン方式を必須)

(3) 納付事務手数料

納付事務に係る手数料 (以下「納付事務手数料」という。) の料率は提案によるもの

とする。

(4) 納付方法

- ① 対象期間における証明手数料等の決済総額から納付事務手数料の総額を差し引いた金額を支払う繰替払いの方式を基本とする。
- ② 繰替払金は、原則として、毎月末日を締め日として集計し、翌月15日までに深川市が指定する口座に一括で振り込むこと。
- ③ 口座振込手数料は指定納付受託者の負担とする。
- ④ 内訳明細及び取扱手数料の明細を深川市が指定する期日までに発行すること。なお、決済端末ごとに内訳を確認できること。

(5) 不正使用への対応

キャッシュレス決済の不正使用に対し、十分な防止対策及び保証制度を有すること。

8 導入及び運用サポートについて

(1) マニュアルの提供・操作研修の実施

- ① 決済端末機器等の納入場所に決裁端末機器等の基本操作、設定変更方法などの操作手順を記載したマニュアルを提供すること。
- ② 運用開始前に職員への機器操作研修を行うこと。

(2) 本稼働支援

本稼働日は立会作業を実施すること。

(3) 障害時等の対応

窓口の開設時間中の障害や問い合わせには遅滞なく対応し、業務に支障がないようにすること。特に、決済端末機器の障害については、直ちに対応できる体制を整備すること。

(4) 行政財産の目的外使用許可

決済端末機器等の設置に当たり、行政財産の目的外使用許可は不要とする。

9 その他の事項

(1) 本業務で調達する機器等は、新品とすること。

(2) 運用開始後の決済方法、決済ブランドの追加等について、対応可能な仕組みを有すること。

(3) 導入場所において、利用者にキャッシュレス決済が可能であることを案内するため、取扱いのアクセプタンスマークを受託者の負担により掲示すること。

(4) 本仕様に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、深川市と受託者で協議の上決定すること。

別表 キャッシュレス決済の対象とする諸証明等の取扱状況（令和3年度実績）

内容	単価	件数	金額
戸籍全部事項証明書	450	2,337	1,051,650
戸籍個人事項証明書	450	402	180,900
除籍全部事項証明書	750	332	249,000
除籍謄本	750	3,664	2,748,000
除籍個人事項証明書	750	5	3,750
除籍抄本	750	5	3,750
受理証明	350	17	5,950
受理証明	1,400	2	2,800
記載事項証明（戸籍）	350	2	700
戸籍附票	300	312	93,600
住民票	300	7,697	2,309,100
記載事項証明（住民）	300	79	23,700
広域交付住民票	300	18	5,400
印鑑証明	400	4,387	1,754,800
印鑑再登録料	400	193	77,200
営業証明	400	21	8,400
所得証明	400	932	372,800
公租・公課証明	400	1,186	474,400
固定資産証明	400	387	154,800
身分証明	400	176	70,400
その他証明①	300	601	180,300
その他証明②	500	50	25,000
臨時運行許可手数料	750	238	178,500
個人番号カード再交付手数料	800	15	12,000
閲覧手数料	300	103	30,900
電子証明	200	7	1,400
合計		23,168	10,019,200